

入札説明書

沖縄県が発注する「令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年3月3日

2 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務
- (2) 委託業務の内容等 仕様書による
- (3) 引渡の期限 令和9年3月23日（火曜日）
- (4) 引渡の場所 沖縄県環境部環境保全課

(注) 当該委託業務は、次年度当初予算成立を前提とした年度開始目前の事前手続きであり予算成立後に効力を生じる事業である。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、入札を中止する。

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者。
 - ウ 沖縄県が行う指名競争入札に関する指名を停止されている法人等（個人、法人又は団体をいう。）。
 - エ 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
 - オ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ケ 次に掲げる税を滞納している者。
 - a 沖縄県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - b 消費税及び地方消費税
 - コ 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）の保険料を滞納している者。

サ 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を払っていない者。

シ 労働関係法令を遵守していない者。

- (2) 微小粒子状物質成分分析業務又はこれと同等の大気汚染物質成分分析業務の実績を過去2箇年の間に複数回有すること。
- (3) 計量法第107条に基づく、計量証明事業（濃度・大気）の登録者であること。

4 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県環境部環境保全課大気環境班
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟4階）
電話番号 098-866-2236
電子メールアドレス aa038008@pref.okinawa.lg.jp

5 現場説明会 実施しない。

6 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

- (1) 提出期間
公告日から令和8年3月13日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
4に定めるところにより提出する。
- (3) 提出方法
持参又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。電子メールにて提出する場合は、題名を「入札の質問（令和8年度沖縄県微小粒子状物質成分分析委託業務）」とし、提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。
- (4) 提出様式
質問は様式第3号を使用すること。
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
ア 期 間：質問提出締め切り日翌日以降から令和8年4月3日（金曜日）まで
イ 閲覧場所：沖縄県環境部環境保全課ホームページ
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025068/1037585/1038765.html>

7 入札参加資格審査申請書の提出等

- (1) 入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。
なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
- (2) 資格審査資料の提出期間

公告日から令和8年3月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 資格審査資料の提出場所

沖縄県環境部環境保全課大気環境班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁行政棟4階）

電話番号 098-866-2236

(4) 資格審査資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は7(2)までに必着のこと。

(5) 資格審査資料の作成

提出書類は、次に掲げる書類とする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	1部
イ 誓約書（ <u>納税等関係書類の添付が必要</u> ）	1部
ウ 業務実績証明書（様式第2号）	1部
エ 入札保証金に関する書類（ウで証明する場合は不要）	1部
オ 計量証明事業（濃度・大気）の登録者であることの証明書	1部
カ 申請書が法人の場合、法人の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写）（発行日から3箇月以内のものとする）	1部
キ 申請書が個人の場合、本籍地の市町村長の発行する身分（元）証明書（写）	1部
ク 通知書郵送分（110円）の切手を貼った長形3号封筒	1部

(6) 提出された資格審査資料は、返却しない。

8 競争入札参加資格の審査結果等

(1) 入札参加資格審査結果

提出締め切り日翌日以降、一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

(2) 入札参加資格の有効範囲

本参加資格は、この業務の入札に限り有効である。

(3) 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有するものは、この入札が終了するまでの間に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項の変更について届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

エ 使用する印鑑

オ 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

カ 電話番号

(4) 入札参加資格の取り消し等

ア 入札参加資格を有するものが3(1)に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実に至ったことが判明した時点において、入札の結果を無効とする。

イ 入札参加資格を取り消したときは、取り消された者に対して通知を行う。

9 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札日時及び場所

令和8年4月3日（金曜日）午前10時00分

沖縄県庁舎4階環境保全課（郵送による入札とする。）

(3) 提出方法

入札書は、郵便により提出することとする。この場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で、配達日指定郵便とすること。

ア 配達日指定 令和8年4月2日（木曜日）午後5時必着とする。

イ 配達場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県環境部環境保全課 大気環境班

ウ 提出書類 入札書、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し
代理人による入札の場合は委任状

(4) その他

封筒の大きさに規定はないが、別紙1に示す方法により作成すること。

10 開札の立会い

開札は、入札事務に関係のない本県の職員を立ち合わせて行う。

11 入札保証金に関する事項

「入札保証金説明書」による。

12 契約保証金に関する事項

(1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。なお、契約を誠実に履行しない場合は、見積金額の100分の10を徴収する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したものについて、国又は地方公共団体が証明する書類を提出する場合

13 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない入札及び入札書に代理人の署名または記名押印いずれかがない入札

14 その他

(1) 契約締結時期

落札者は、落札決定の日から起算して14日以内に契約を結ばなければならない。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

(3) 最低制限価格の有無 設定しない。

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。
この場合において、入札事務に関係のない当県の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 再度入札等

ア 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再入札を行う。

イ 再度の入札の回数は最大2回とする。

ウ 13における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

エ 再度の入札においても、落札となるべき入札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定に基づき、最低価格の入札者と随意契約を行う。

(6) 入札参加者は、「入札説明書」及び「入札保証金説明書」を熟読の上、入札に参加すること。

(7) 落札者においては、債権者登録申請書を提出すること。ただし、過去に沖縄県と契約を行い、その内容に変更が無い場合は提出不要。